

組合員の皆様へ

大阪自転車健康保険組合

マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始について

平素は当組合の事業運営につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年10月20日よりマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始されましたので、お知らせいたします。

なお、現下においてマイナンバーカードの普及および大多数の医療機関・調剤薬局はマイナンバーカードでの受診対応が進んでいない状況にありますので、マイナンバーカードで受診される場合は、あらかじめ当該医療機関等に対応可能かどうか確認していただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、当組合にマイナンバーの届出をされていない組合員様は、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができませんので、マイナンバーの届出にご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

※詳細については、別添リーフレットをご参照願います。

この件に関するお問い合わせは、大阪自転車健康保険組合（06-6777-9872）までお願いします。

令和3年10月から本格運用開始

事前申込が
必要です

マイナンバーカードが 「健康保険証」として使えます

利用申込が必要ですので、**受診前にマイナポータルから** 行いましょう。

カードリーダーに
ピッとかざして写真で本人確認!

※暗証番号で本人確認することもできます。



マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん



- オンラインで
健康保険の資格を確認
- 受診手続きも
スムーズ!



このマークが目印!



マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関等には、左のステッカーが掲示されています。窓口で専用のカードリーダーが設置されていますので、確認してみましょう。

なお、マイナンバーカードが健康保険証として利用できる医療機関でも、これまで通り従来の健康保険証を提示して受診することもできます。



事前申込

受診の前に利用申込

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには申込が必要です。医療機関や薬局での顔認証付きカードリーダーでも申込できますが、**マイナポータル**など*での**事前の申込**をします。

*セブン銀行ATMでも申込できます。



●マイナンバーカードを取得

取得時に設定した暗証番号(数字4桁)を用意しましょう。



●マイナポータルで利用申込を行います



マイナポータルの利用申込

まずは必要なものをチェック!

- 申込者本人のマイナンバーカード
- マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン(またはパソコン+ICカードリーダー)
- アプリ「マイナポータルAP」のインストール

iPhone



Android



STEP 1 ●「マイナポータルAP」を起動する



← アプリのアイコンはこちら

STEP 2 ●健康保険証利用の申込ボタンをタップする(押す)

STEP 3 ●利用規約等を確認して、同意する

※併せてマイナポータルの利用者登録が行えます。

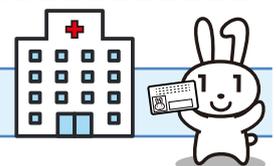
STEP 4 ●マイナンバーカードを読み取る

数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマートフォンにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了



マイナンバーカードで医療機関を受診できます





マイナンバーカードを受診時に利用するとき

1 事前に利用申込する



マイナポータルで受診の前に利用申込を行います。

2 カードリーダーにカードを置く



窓口のカードリーダーにマイナンバーカードをかざします。

3 本人確認を行う

顔写真は機器には保存されず、本人確認以外には使用されません。



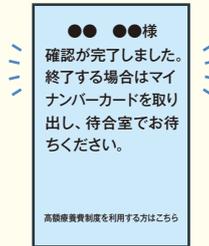
顔写真を撮影するか、暗証番号を入力して本人確認を行います。

4 薬剤情報・健診結果の情報提供の同意



同意すれば健診結果や服薬歴を医療機関に提供できます。

5 受診手続き完了



受診手続きは完了です。支払いを限度額までにしたい場合は⑥へ。

6 高額療養費の限度額情報提供の同意



提供すれば高額療養費の限度額までの支払いで済みます。

マイナンバーカードにはメリットがたくさん!



マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは、マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカードです。ICチップが搭載されており、本人の身分証明書としてだけでなく、様々な行政サービスを受けることができるようになります。

1 メリット 顔認証で受付が自動化される

受付が自動化され、人との接触が最小限に。感染予防にも効果的です。

2 メリット 転職・結婚・引っ越ししてもそのまま使える

新しい健康保険証の発行前でもマイナンバーカードで受診できます。

3 メリット 限度額以上の医療費の一時支払いが不要

高額療養費の限度額適用認定証がなくても、支払いが限度額までに。

4 メリット 健診結果や投薬歴に基づく治療が受けられる

同意すれば、医師や薬剤師がデータを確認して治療に当たれます。

5 メリット 健診結果や服薬歴を管理できる

マイナポータルから健診結果や服用した薬の履歴を管理できます。

6 メリット 医療費控除の申告が可能

医療費情報の自動入力で、医療費控除の申告が簡単にできるようになります。



マイナンバーカードを取得しましょう

まだマイナンバーカードを取得していない人は、以下の申請方法を参考に、マイナンバーカードを取得しましょう。

① 申請 ※申請できる証明写真機とできないものがあります。

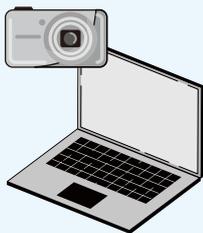
●スマートフォン

スマートフォンのカメラで顔写真を撮影。申請用Webサイトにアクセスし、必要事項を入力したら、顔写真を添付して送信します。



●パソコン

デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存。申請用Webサイトにアクセスし、必要事項を入力したら、顔写真を添付して送信します。



●証明写真機※

タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。撮影金額を投入し、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。画面の案内に従って必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。



●郵送

個人番号カード交付申請書に氏名を記入し、本人の顔写真を貼り付けます。送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。



② 交付通知書が届く

マイナンバーカードの交付申請を行うと、概ね1カ月で市区町村から「交付通知書」(はがき)がご自宅に届きます。
※2カ月程度かかる場合もあります。



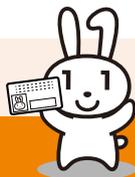
③ マイナンバーカードの受け取り

交付通知書が届いたら、本人確認書類などを持ち、期限内に本人が受け取りに行きます。交付場所や期限は交付通知書に記載されています。



健康保険証でも受診できます

マイナンバーカードで受診ができるようになった後でも、これまで通り従来の健康保険証を医療機関の窓口で提示して受診できます。オンライン資格確認が正しく運用されるために就職や結婚などで加入する健康保険が変わる場合は、古い健康保険証を当健康保険組合(勤務先経由)に返却し、新しく加入する医療保険者から健康保険証の交付を受けてください。



マイナンバーに関するお問い合わせ

マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

無料 マイナンバー
総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30 (年末年始を除く)

一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は

マイナンバーカード等
050-3818-1250

その他のお問い合わせ
050-3816-9405